

暴力団対策室だより

➤ 愛媛県内の暴力団勢力

令和5年末現在、愛媛県内における暴力団勢力は、

- ・組織数 約30組織
- ・構成員等数 約240人（準構成員等を含む）

を把握しています。

指定暴力団の系列としては、約9割が六代目山口組の系列傘下組織となっています。

➤ 暴力団員の検挙状況

《令和5年中の主要検挙事例》

2月	六代目山口組傘下組織組員による詐欺事件
5月	六代目山口組傘下組織組員による私電磁的記録不正作出、同行使事件
7月	六代目山口組傘下組織組員による恐喝事件

➤ 暴力団員への行政命令発出状況

《行政命令とは？》

警察署長又は公安委員会は、暴力団対策法に規定される暴力的要求行為等を行った指定暴力団員等に対し、当該行為の中止等を命令することができます。

愛媛県警察及び愛媛県公安委員会では、暴力団対策法が施行された平成4年以降、令和5年末までに、

- ・中止命令 323件
- ・その他の命令 18件

の行政命令を発出しています。

《過去5年間の行政命令発出件数》

	R1	R2	R3	R4	R5
中止命令	2	1	5	0	2
その他の命令	1	0	0	0	0
再発防止命令	0	0	0	0	0
防止命令	1	0	0	0	0
合計	3	1	5	0	2

《行政命令の発出事例》

○ 中止命令

- ・ 自営業者に「うちと付き合いせんかい。」等と告げて金品を要求した指定暴力団員らに対し、中止命令を発出
- ・ 暴力団組織から離脱しようとした組員の脱退を妨害した指定暴力団員らに対し、中止命令を発出

○ 再発防止命令

- ・ 「30万円貸してくれや。」と不当な贈与を要求した指定暴力団員らに対し、再発防止命令を発出

○ その他

- ・ 縄張内の風俗営業店の経営者と用心棒の役務を提供することを約束していた指定暴力団員に対し、防止命令を発出